

EAST TOO O

相談料は無料です

架空請求

定期購入

はがきやメールで身に覚えのない請求が!

1回だけのつもりで注文した商品が毎月届く

通信販売

送り付け商法

インターネットで注文した商品が届かない

注文した覚えのない商品が届いた

当選商法

リフォーム商法・寄付金詐欺

応募もしてないのに当選したというメールが…

自然災害に便乗した悪質商法

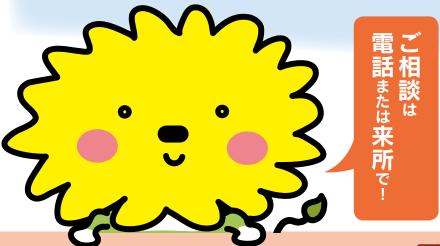
電話勧誘

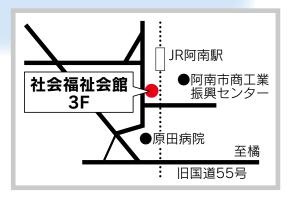
異物混入

電話勧誘で必要ない商品を注文してしまった

購入した食品に異物が混入していた

日常に起こる**消費者と事業者とのトラブル**について**相談**できます。 **専門知識を持った消費生活相談員**が、**具体的な解決策**などについて助 言します。ケースによっては**交渉の手伝い**をすることもあります。





困ったな! おかしいな? と思ったらすぐ相談を! 113

阿南市消費生活センター

阿南市富岡町今福寺40番地17(JR阿南駅前·社会福祉会館 3F)

相談時間:月~金曜日 9:30~16:30 休館 日:土・日・祝日・年末年始

消費者ホットライン(全国統一番号) 188

出前講座の開催、 DVDの貸出を実施 消費生活センターでは、消費生活に関する疑問や事例などについて、最新情報を交えて、わかりやすくお話させていただきます。また、DVDの貸出を無料で行っております。ご希望の団体等は消費生活センターへお申し込みください。

使用中に偽の警告表示!。 慌てて事業者に連絡しないで

事 例

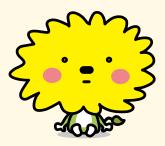
パソコンでインターネットを使用していたら、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示されている電話番号に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円をカード決済した。遠隔操作で何か作業されたが、不審な気がしたので解約したいとメールで連絡したが、返信がない。



(60 歳代 女性)

ひとこと助言





阿南市イメージアップキャラクター 「あななん」

- ●警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリ ティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。
- ●事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。
- ●「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口に相談したりしましょう。
- ●解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン 188)

本文イラスト: 黒崎 玄 見守り新鮮情報 第340号(2019年6月11日)発行: 独立行政法人国民生活センター より抜粋

慌てないで! S 災害後の住宅修理トラブル

事 例

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、 慌てて手元にあったチラシの事業者に 電話して来てもらった。応急処置と してブルーシートを掛けてもらい、屋 根のふき替え工事をしてもらうことに なったが約200万円と高額だった。もっ と安い屋根材を使うようお願いしたが、 「これしか扱っていない」と言われた。 雨漏りで困っていたこともあり契約したが、やはり高額なので解約したい。 (70歳代女性)



ひとこと助言





阿南市イメージアップキャラクター 「あななん」

- ●豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- ●安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を 集めておくことも大切です。
- ●自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。 (消費者ホットライン 188)

本文イラスト: 黒崎 玄 見守り新鮮情報 第343号 (2019年7月30日)発行: 独立行政法人国民生活センター より抜粋

相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで?

事 例

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目に留まり、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポ



イントを**購入**した。何度もロック解除に失敗したため、結局 25 万円も使ったが、 お金はもらえていない。返金してほしい。(当事者:中学生 女性)

ひとこと助言





阿南市イメージアップキャラクター 「あななん」

- ●見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉を うのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- ●メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。 謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要 求されることになります。一度お金を支払ってしまうと取り戻す ことは非常に困難です。
- ●スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- ●保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- ●少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン 188)